

賃金構造基本統計調査における在留資格の調査区分及び集計区分

集計区分	調査区分 (出入国管理及び難民認定法 に定める在留資格)	該当例	在留資格別在留外国人数 (法務省「在留外国人統計」 平成30年6月末)	外国人労働者数 (厚生労働省「外国人雇用 状況」の届出状況) 平成29年10月末現在)
1 専門的・技術的分野 (特定技能を除く)	教授	大学教授等	7,484	238,412
	芸術	作曲家, 画家, 作家等	447	
	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	4,361	
	報道	外国の報道機関の記者, カメラマン等	231	
	高度専門職	ポイント制による高度人材	9,567	
	経営・管理	企業等の経営者, 管理者等	25,099	
	法律・会計業務	弁護士, 公認会計士等	150	
	医療	医師, 歯科医師, 看護師等	1,966	
	研究	政府関係機関や企業等の研究者等	1,534	
	教育	高等学校, 中学校等の語学教師等	11,769	
	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等, 通訳, デザイナー, 語学講師等	212,403	
	企業内転勤	外国の事務所からの転勤者	17,176	
	介護	介護福祉士	177	
	興行	俳優, 歌手, プロスポーツ選手等	2,275	
	技能	外国料理の調理師, スポーツ指導者等	39,221	
2 特定技能	特定技能1号	特定産業分野で相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事		
	特定技能2号	特定産業分野で熟練した技能を要する業務に従事		
3 身分に基づくもの	永住者	永住許可を受けた者	759,139	459,132
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	142,439	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者, 我が国で出生し引き続き在留している実子	36,562	
	定住者	日系3世, 外国人配偶者の連れ子等	185,907	
4 技能実習	技能実習	技能実習生	285,776	257,788
5 留学(資格外活動)	留学	大学, 専門学校, 日本語学校等の学生	324,245	259,604
6 その他 (特定活動及び留学以外の資格外活動)	特定活動	外交官等の家事使用人, ワーキングホリデー等	64,545	63,678
	文化活動	日本文化の研究者等	2,936	
	短期滞在	観光客, 会議参加者等		
	研修	研修生	1,522	
	家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者, 子	174,130	

※ 永住許可の要件 ①素行が善良であること
 ②独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
 ③その者の永住が日本国の利益に合すると認められること